
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026 年 10 月 30 日

Contents

I. 【ブラジル】週 40 時間労働制へ移行

I. 【ブラジル】週 40 時間労働制へ移行

2026 年 10 月 16 日、ブラジル連邦議会は、憲法改正第 141/2026 号を公布した。この改正により、ブラジル連邦憲法の条文が改定され、標準的な週の最大労働時間が 44 時間から 40 時間に引き下げられ、従業員には、給与の減額なしに(週 1 日ではなく)週 2 日の有給休日が付与されることとなった。

1. ブラジルの労働時間規制と立法の背景

ブラジルの労働法は、主に 2 つの柱に基づいている。1 つ目は連邦憲法であり、第 7 条に労働者の基本的権利が規定されている。今回の改正まで、第 7 条では通常の労働時間を 1 日 8 時間、週 44 時間に制限し、週 1 日の有給休日(できれば日曜日)を保証していた。2 つ目は、1943 年に初めて採択されたブラジルの主要な労働法典である「労働法統合法(Consolidação das Leis do Trabalho, “CLT”)」である。CLT には、労働条件に関する詳細な規則が盛り込まれている。憲法は CLT よりも上位にあるため、いかなる一般法や労働協約も、その制限を遵守しなければならない。このため、週の労働時間を短縮するには憲法改正が必要であった。

PEC 221/2019 として知られるこの憲法改正案は、2019 年 12 月にブラジル連邦議会(下院と上院で構成)で初めて審議に付された。当初の目的は、10 年かけて週 36 時間労働へと段階的に移行することだった。

2026 年に入り、PEC に対する世間の関心が高まり、連邦議会は政府閣僚、経済学者、労働組合、企業経営者、最高労働裁判所など、幅広い参加者を招いて公聴会を開催した。2026 年 5 月、下院は週 40 時間労働と週 2 回の有給休日为目标とする修正案を可決した。2026 年 10 月 14 日、上院は、2 回の採決において、いずれも 75 対 1 の賛成多数で PEC を可決した。

2. ブラジルの労働時間規制と立法の経緯

本改正により、連邦憲法第 7 条が改定され、通常の労働時間は 1 日 8 時間、週 40 時間を超えてはならないこととなった。従業員は週 2 日の有給休日を取得する権利を有し、そのうち 1 日はできれば日曜日とすることが望ましい。これらの変更は、既存の雇用契約にも適用される。

施行は 2 段階で行われる。公布から 2 ヶ月後、週の労働時間上限は 42 時間に引き下げられ、2 日目の休日規定が施行される。労働時間および休日に関する既存の労働協約の条項のうち、新規則と矛盾するものは、2 ヶ月経過時点で効力を失う。その 1 年後、すなわち公布から約 14 ヶ月後には、40 時間の上限が完全に適用される。憲法改正案の残りの規定は、公布時から適用される。

週労働時間の短縮は、直接的・比例的を問わず、いかなる賃金カットもなく導入されなければならない、この保護措置は最低賃金(特定の職種やセクターで合意された最低賃金)にも適用される。既に週 40 時間以下の勤務スケジュールが設定されている職種については、労働時間はさらに短縮されないが、2 日目の休日に関する規定は依然として適用される。

本改正にはいくつかの例外が設けられている。例えば、労働協約により、各労働週に少なくとも 1 日の休息日が含まれることを条件として、暦月全体で週平均 2 日の休息日を提供する制度を設けることができる。また、大学学位を有し、高収入(月額 21,188.87 レアル(約 66 万円)以上)を得ている従業員は、雇用主または労働協約により別段の定めがない限り、労働時間に関する規則および規制の対象外となる。5 日勤務・2 日休日のモデル以外の勤務スケジュールは、団体交渉を通じて策定されなければならない。

3. 検討すべき対応

ブラジルで事業を展開する企業は、詳細に関する法的な動向を注視しつつ、勤務スケジュール、給与計算および労働協約を見直す必要がある。本改正は労働コストの概ね 10%の上昇をもたらすことになると思われるが、上記の 2 ヶ月の期限に鑑みれば、多くの労働協約について可及的速やかに再交渉を行う必要が生じる他、給与計算システムの設定が 2 日目の休日を反映しているか確認する必要があると思われる。

【ブラジル】

弁護士 福家 靖成

弁護士 カミラ ソブリンニョ

【セミナー】

✂ 角田太郎弁護士、福家靖成弁護士、石井淳弁護士及びカミラソブリンニヨ弁護士が Pinheiro Neto 法律事務所と共催でセミナーを行います。

2026 年 11 月 17 日（火）15:00～16:30

（セミナー終了後（16:30～17:00）、講師と参加者（希望者）による簡単な懇親会も予定しております。）

「Doing Business in Brazil - ブラジル法の 2026 年秋の最新動向」

会場：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 セミナールーム

お申込み：https://lp.amt-law.com/evreg261117_0218.html

【お問い合わせ】

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 セミナー事務局

Email: [AMT_Seminar2\(at\)amt-law.com](mailto:AMT_Seminar2(at)amt-law.com)

※メールを送信する際には、(at)を@に変更してお送りください。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke[at]amt-law.com
弁護士 安西 明毅 akitaka.anzai[at]amt-law.com
弁護士 池田 孝宏 takahiro.ikeda[at]amt-law.com
弁護士 高橋 玄 gen.takahashi[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。